第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会 (ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー 競技会における標章等の使用の手引 (令和6年6月)



晴れて輝(ナ!おかやま国スポ



第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会 岡山県合同実行委員会

1 はじめに

この手引は、第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会(以下「大会」という。)における「標章等使用取扱規程」に定める標章、スローガン及びマスコット(以下「標章等」という。)の使用に関する基本的な事項をまとめたものです。

標章等を使用する場合は、国、地方公共団体等が公共目的で使用する場合を除き、原則として事前に申請が必要となります。

西日本初開催となる大会を盛り上げるため、以下の事項を遵守し、広くご活用いた だきますようお願いいたします。

2 注意事項

使用目的が次の項目に該当する場合は、使用を許可しない、又は使用許可を取消す ことがありますのでご注意ください。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 標章等を正しい使用方法に従って使用しないとき
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき
- (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき
- (6) 使用目的が明らかでないとき
- (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき
- (8) その他、第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギュア)・アイスホッケー競技会岡山県合同実行委員会会長(以下「会長」という。)が不適当と認めたとき

3 使用の手続き

種別、使用する標章等により、申請手続きは異なります。

- (1) 種別
 - ① 公共目的使用
 - ・ 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又 は大会の開催に寄与すると認められるとき
 - ・出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び大会 に関する啓発内容を掲載すると認められるとき
 - ・一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を 展示するものと認められるとき
 - ・第79回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(ショートトラック・フィギ

- ュア)・アイスホッケー競技会岡山県合同実行委員会(以下「合同実行委員会」 という。)からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき
- ・その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認めるとき

② 商業目的使用

・商品、景品、広告宣伝等、収益を上げることを目的として作成され、又は提供 される物品等に使用するとき

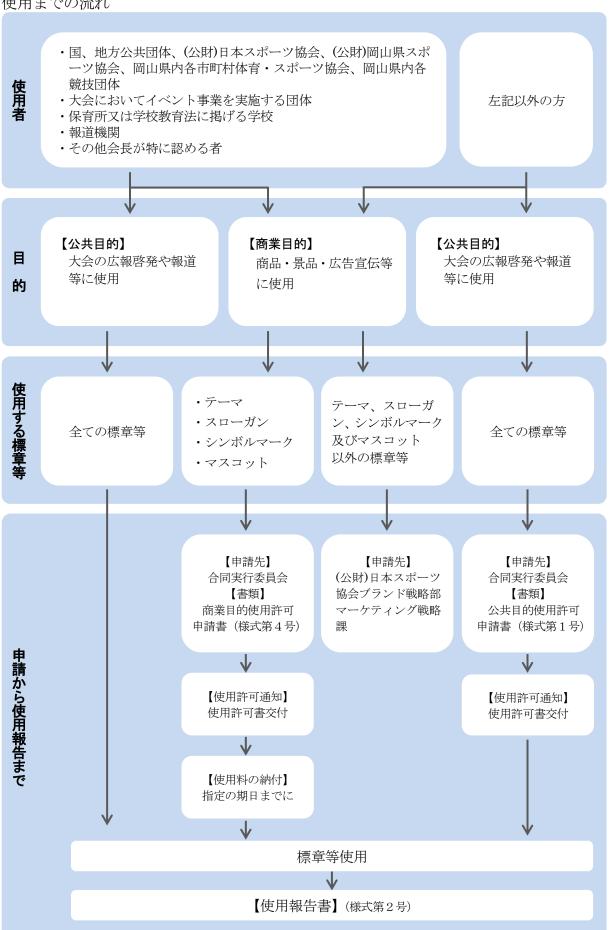
(2) 使用できる標章等と申請先

<u> </u>	分	標章等	申請先	
区			公共目的使用	商業目的使用
国民ス ツ大会・ ク		JAPAN GAMES	合同実行委員会	公益財団法人日本スポーツ協会(※)
国民スポッ大会・		国民スポーツ大会、国スポ、 JAPAN GAMES 等 ※国民スポーツ大会、国スポ、JAPAN GAMES を 含む結合語その他の造語も含まれます。		
テーマ		晴れて輝け!おかやま国スポ		
スロージ	ガン	輝く君は氷上の華		合同実行委員会
シンボ	ルマ	2025 OKAYAMA		
マスコ	ット	2025		

(※) 公益財団法人日本スポーツ協会の連絡先

公益財団法人日本スポーツ協会 ブランド戦略部 マーケティング戦略課 〒160-0013 東京都新宿区霞ケ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内 TEL. 03-6910-5804 FAX. 03-6910-5820

使用までの流れ



4 公共目的使用

(1) 主な使用例

国、地方公共団体	・広報紙への掲載
	・大会のPR看板、のぼり旗など
	・啓発グッズ(無償配布に限る)
公益財団法人岡山県スポーツ協	・スポーツ大会のプログラム、機関紙への掲載
会、岡山県内各市町村体育・スポーツ協会及び岡山県内各競技	・チームTシャツなど
団体	
保育所又は学校教育法に掲げる	・校内行事のプログラムへの掲載など
学校	
民間企業	・社内報への掲載(外部への配布は行わず、企
	業の販売促進につながらないもの)

(2) 使用許可申請

標章等を公共目的で使用する場合は、あらかじめ「公共目的使用許可申請書」(様式第1号)を合同実行委員会に提出してください。

なお、次に該当する場合は、申請を省略できます。

- ・ 国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人岡山県スポーツ協会、岡山県内各市町村体育・スポーツ協会及び岡山県内各競技団体が使用するとき
- ・ 大会においてイベント事業を実施する団体が使用するとき
- ・ 保育所又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) に掲げる学校が使用するとき
- 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- その他会長が特に認めたとき

(3) 使用報告

標章等を使用した場合は、「使用報告書」(様式第2号)を各年度終了後30日以 内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日に合同実行委員会へ提出して ください。

5 商業目的使用

- (1) 主な使用例
 - ・お菓子や飲料などの商品パッケージに使用する
 - ・標章等を使用したTシャツを作製、販売する
 - ・商品販売促進のための景品に使用する

(2) 使用許可申請

標章等を商業目的で使用する場合は、あらかじめ「商業目的使用許可申請書」(様式第4号)を合同実行委員会に提出してください。

(3) 使用料

販売を目的とするもの(商品)	小売価格(消費税等賦課前)×製造個数×5%
販売以外を目的とするもの	
・景品、有償貸出など	製造価格×製造個数×5%
• 広告宣伝	使用する媒体の広告料×5%
	(ただし、自社媒体での展開や自社で配布するなど、媒体費用が 発生しない場合は協議により決定)
その他営利を目的とするもの	協議により決定

※算出により使用料の額が1,000円未満となった場合は、原則として1,000円とする。

(4) 使用料の免除

次に該当する場合は使用料を免除することができます。

使用許可申請の際に、「使用料免除申請書」(様式第6号)を合同実行委員会へ提出してください。

- ・ 国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人岡山県スポーツ協会、岡山県内各市町村体育・スポーツ協会及び岡山県内各競技団体が使用するとき
- 大会においてイベント事業を実施する団体が使用するとき
- ・ 保育所又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) に掲げる学校が使用するとき
- ・ その他会長が特別な事情により必要があると認めたとき

(5) 使用報告

標章等を使用した場合は、「使用報告書」(様式第2号)を各年度終了後30日以 内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日に合同実行委員会へ提出して ください。

6 注意事項

なお、公益財団法人日本スポーツ協会では、次のような表現は協賛企業を想起させることから認めていませんのでご注意ください。

【使用を認めていない表現例】

- ・○○(企業名)は、「晴れて輝け!おかやま国スポ」を応援しています。
- ・○○(企業名)は、「晴れて輝け!おかやま国スポ」を支援しています。

【使用可能な表現例】

- みんなで応援しよう「晴れて輝け!おかやま国スポ」
- がんばれ「晴れて輝け!おかやま国スポ」
- 「晴れて輝け!おかやま国スポ」の成功を祈念しています。